

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案参照条文

目次

一	農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）（抄）	1
二	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）	3
三	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（抄）	4
四	食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）（抄）	5
五	種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）	9
六	食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）（抄）	12
七	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	13

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案参照条文

○ 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「農業改良資金」とは、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- 三 家畜の購入又は育成に必要な資金
- 四 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

（政府の助成）

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）に対する農業改良資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

2 政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定めるところにより農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十七条において同じ。）に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県が行う事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

（貸付金の限度）

第四条 都道府県が行う前条第一項の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の一農業者等ごとの限度額は、農林水産省令で定める。

（貸付金の利率、償還期間等）

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。）は、十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（次項において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の据置期間は、三年（特定地域資金にあつては、五年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（貸付資格の認定）

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農業改良措置の目標
- 二 農業改良措置の内容及び実施時期
- 三 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

第八条 都道府県知事は、前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）が申請に係る農業改良資金をもつて農業改良措置を実施することによりその経営を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該農業改良措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、同項の認定をするものとする。

（政府貸付金の額等）

第十四条 政府が第三条の規定により貸し付ける資金（以下この条において「政府貸付金」という。）の額は、各年度において、都道府県が行う同条に規定する事業の貸付財源として必要な資金の額に三分の二を乗じて得た額から、昭和五十九年度までの国からの補助金及び前年度までの政府貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とする。

2 政府貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

（一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理）

第十五条 都道府県は、前条第二項の規定により国からの借入金償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

（納付金）

第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金等の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金等の償還金の額の合計額から第十四条第二項の規定により政府へ償還すべき額及び前条の規定により一般会計に繰り入れることができる額を控除して得た額の一部を、昭和五十九年度までの国からの補助金の額（次項の規定による納付金の額を除く。以下この項において「補助金残高」という。）及び都道府県が貸付金等の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた資金の額（前条及び第三項の規定により特別会計から一般会計に繰り入れた金額並びに当該事業の全部の廃止後の同条の規定により特別会計から一般会計に繰り入れることができる金額を除く。）の合計額に対する補助金残高の割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 前項の規定は、都道府県が、第三条に規定する事業の全部を廃止する前に、貸付金等の未貸付額の一部を政府に納付することを妨げるものではない。

3 都道府県は、前項の規定により政府に納付金を納付したときは、当該納付金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

。 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）

（米穀の出荷又は販売の事業の届出）

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業（その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十八条において同じ。）を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければな

らない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
 - 三 主たる事務所の所在地
 - 四 その他農林水産省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3 （略）

。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において「家畜等」とは、家畜、家きんその他の動物で政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。
- 3 この法律において「飼料添加物」とは、飼料の品質の低下の防止その他の農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 4 この法律において「製造業者」とは、飼料又は飼料添加物の製造（配合及び加工を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、飼料又は飼料添加物の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、飼料又は飼料添加物の販売を業とする者で製造業者及び輸入業者以外のものをいう。

（基準及び規格）

第三条 農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物（家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。）が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物（家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。）の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料

添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

2・3 (略)

(製造業者等の届出)

第五十条 第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、政令で定めるところにより、その事業を開始する二週間前までに、農林水産大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

三 販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

四 その他農林水産省令で定める事項

2・3 (略)

4 前三項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、政令で定めるところにより、その日から一月以内に、農林水産大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

○ 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、飲食物品（その原料又は材料として使用される農林水産物及び花きを含む。）のうち薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2・6 (略)

(構造改善計画の認定)

第四条 食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等は、農林漁業者又は農業協同組合等と共同して、その行う事業（食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等にあつては、その構成員の行う事業を含む。）について食品生産製造等提携事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 卸売市場開設者等は、卸売市場機能高度化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

3 食品販売事業協同組合等は、その構成員の行う食品の販売の事業について食品販売業近代化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

4 食品販売業者又は食品販売事業協同組合等の出資又は搬出に係る法人で政令で定めるものは、食品商業集積施設整備事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

5 食品製造業者等、食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等は、その行う事業（食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等にあつては、その構成員の行う事業を含む。）について新技術研究開発事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

6 前各項の計画（以下「構造改善計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前各項に規定する事業（以下「構造改善事業」という。）の目標

二 構造改善事業の内容及び実施時期

三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等が新技術研究開発事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

7 農林水産大臣は、第一項から第五項までの認定の申請があつた場合において、その構造改善計画が、基本方針に照らし適切なものであること、一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（計画の変更等）

第五条 前条第一項から第五項までの認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る構造改善計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

- 2 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る構造改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて構造改善事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

（指定）

第十一条 農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2、4（略）

（業務）

第十二条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定計画に係る構造改善事業（以下この条において「認定構造改善事業」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 二 認定構造改善事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定構造改善事業に参加すること。
- 三 認定構造改善事業を実施する者の委託を受けて、認定計画に従つて施設の整備を行うこと。
- 四 前二号に掲げる業務により整備する施設と一体として整備することが適当と認められる施設であつて、一般消費者の利益の増進又は農林漁業の振興に資するものを整備すること。
- 五 認定構造改善事業を実施する者に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。
- 六 地域の特色ある食品その他の特に普及を図る必要がある食品の流通及び消費の増進を図ること。
- 七 食品製造業者等又は卸売市場の業務を行う者に対する研修を行うこと。
- 八 食品の流通に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 九 食品の流通に関する調査研究を行うこと。
- 十 食品の流通部門の構造改善を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応ずることその他の援助を行うこと。
- 十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十三条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 （略）

（業務規程の認可）

第十四条 機構は、第十二条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 （略）

（報告及び検査）

第十八条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

（改善命令）

第十九条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第二十条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- 一 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
 - 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
 - 三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。
 - 四 第十四条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 2 (略)

(協議)

第二十一条 農林水産大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。

二・三 (略)

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第十九条の規定による命令に違反した者

。 種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）

(品種登録の要件)

第三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成（人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。）をした者又はその承継人（以下「育成者」という。）は、その品種についての登録（以下「品種登録」という。）を受けることができる。

- 一 品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。
- 二 同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。

三 繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと。

2 品種登録出願又は外国に対する品種登録出願に相当する出願に係る品種につき品種の育成に関する保護が認められた場合には、その品種は、出願時において公然知られた品種に該当するに至ったものとみなす。

第四条 品種登録は、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

一 一の出願品種につき一でないとき。

二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

四 出願品種に関し誤認を生じ、又はその識別に関し混同を生ずるおそれがあるものであるとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

2 品種登録は、出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において品種登録出願の日から一年さかのぼった日前に、外国において当該品種登録出願の日から四年（永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあつては、六年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。ただし、その譲渡が、試験若しくは研究のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場合は、この限りでない。

（品種登録出願）

第五条 品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 出願品種の属する農林水産植物の種類

三 出願品種の名称

四 出願品種の育成をした者の氏名及び住所又は居所

五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

2 前項の願書には、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した説明書及び出願品種の植物体の写真を添付しなければならない。

3 育成者が二人以上あるときは、これらの者が共同して品種登録出願をしなければならない。

（出願料）

第六条 出願者は、一件につき四万七千二百円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、出願者が国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人のうち品種の育成に関する業務を行うものとして政令で定めるものを含む。次項、第四十五条第二項及び第三項並びに第五十四条第二項において同じ。）であるときは、適用しない。

3 第一項の出願料は、国と国以外の者が共同して品種登録出願をする場合であつて、品種登録により発生することとなる育成者権について持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項の農林水産省令で定める出願料の額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した出願料の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（職務育成品種）

第八条 従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員（以下「従業者等」という。）が育成をした品種については、その育成がその性質上使用者、法人又は国若しくは地方公共団体（以下「使用者等」という。）の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至った行為が従業者等の職務に属する品種（以下「職務育成品種」という。）である場合を除き、あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更すること又は従業者等が品種登録を受けた場合には使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある条項は、無効とする。

2・3 （略）

（育成者権の効力）

第二十条 育成者権者は、品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。ただし、その育成者権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

2・3 (略)

(登録料)

第四十五条 育成者権者は、第十九条第二項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、三万六千円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない。

2・8 (略)

○ 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）（抄）

(権限)

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十二年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第百十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

。特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（目的）

第二百二十四条 食料安定供給特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の強化に資するための事業であつて次に掲げるものをいう。

一 自作農（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第四項に規定する自作農をいう。）の創設のため政府が行う土地、立木、工作物その他の物件又は権利（所有権を除く。）（以下この節において「農地等」という。）の買収、使用、売渡し、譲与及び賃貸並びにこれらの附帯業務

二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業に係る財政上の措置で政令で定めるもの

三 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第三条（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の規定による貸付け

四 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十九条第一項の規定による貸付け

3・4 （略）

（勘定区分）

第二百二十六条 食料安定供給特別会計は、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定及び調整勘定に区分する。

（歳入及び歳出）

第二百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 八 (略)

二 農業改良資金助成法第十四条第二項（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定による償還金（農業改良資金助成法第十六条第一項及び第二項（これらの規定を中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定による納付金を含む。）

ホ ト (略)

二 (略)

2
7 (略)